

## 「引当金に関する論点の整理」に対する意見

平成 21 年 11 月 9 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、引当金に関する会計基準の取りまとめに向けた企業会計基準委員会の努力に敬意を表するとともに、このたび公表されました標記論点の整理（以下「本論点整理」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

### 1. 論点全体に対するコメント

本論点整理は、引当金に関する会計基準の見直しを検討するために、IAS第37号の内容を検討し、加えて2005年に公表されたIAS第37号の改訂案に基づく改訂作業の動向を注視して行くとしている。このような会計基準の開発に当たっての検討内容及び方向性は、会計基準のコンバージェンスの観点から合理的な取組みであり、同意できるものである。

### 2. 会計基準の開発に当たっての要望事項

- (1) 論点2の中で、「検討の範囲に含めるべきと考えられるその他の引当金」として検討がされているが、監査・保証実務委員会報告第42号で取り上げている「利息返還損失引当金」及び「負債計上を中止した項目に係る引当金」についても検討対象とすることが望まれる。
- (2) 環境修復引当金の検討に当たっては、資産除去債務との具体的な違いについても明示することが必要と考える。
- (3) 我が国の会計基準では、引当金の測定に関する規定が一定の考え方に従った測定方法として明示されておらず、合理的な見積りとされていることから、実務慣行として、過去の情報に基づく金額を前提に見積り計上されることが多い。見直し後の引当金は、将来キャッシュ・フロー等、将来の情報の見積りに依存することになる。したがって、今後、会計基準の開発に当たっては、測定に関する基本的な考え方を文章で規定するだけでなく、適用指針において、具体的な測定方法を設例によって可能な限り分かりやすく示すことにより、今後の実務において混乱を招かない配慮が必要と考える。

以 上